

# 総代選挙の公告

新利根川土地改良区告示第1号

新利根川土地改良区定款附属総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和7年1月25日

新利根川土地改良区  
理事長 黒田 輝美

記

- 1 選挙の期日 令和7年2月9日
- 2 投票開始の時刻 午前10時
- 3 投票終了の時刻 午後5時
- 4 選挙する総代の数

選挙区	選挙区域	定数
第1選挙区	稲敷市 伊崎 戊渡 下太田 太田 南太田 寺内 小野 堀川 伊佐津 柴崎	12人
第2選挙区	稲敷市 桑山 駒塚 椎塚 高田	3人
第3選挙区	稲敷市 浮島 阿波 甘田 須賀津 四箇 神宮寺 上馬渡 下馬渡	13人
第4選挙区	稲敷市 新橋 清水 町田 東大沼 市崎 福田 中島 幸田 脇川 釜井 伊佐部 阿波崎 下須田 清久島 余津谷 橋向 押砂 曲渕 四ッ谷 六角 八千石 佐原組新田 手賀組新田 結佐 上須田 上之島 石納 佐原下手 西代 八筋川 境島	40人
第5選挙区	河内町 長竿 片巻 下加納 和銅谷 金江津 平川 十三間戸	10人
	合計	78人

- 5 投票用紙に記載する総代の数 1人
- 6 その他
  - (1) 総代に立候補しようとする者は、本日より明日迄にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
  - (2) 総代の候補者を推薦する者（組合員3人以上）は、本人の承諾を得て、本日より明日迄にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
  - (3) (1)及び(2)の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
  - (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
  - (5) 選挙区の総代の候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を越えた選挙区にあっては、(4)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。